

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課、老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「指定小規模多機能型居宅介護の基準に関する
Q & A」の送付について

Vol.166

平成22年9月29日

厚生労働省老健局振興課

老人保健課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
う、よろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3983)

FAX：03-3503-7894

事務連絡
平成22年9月29日

都道府県
各 市 町 村 介護保険担当課（室） 御中
特 別 区

厚生労働省老健局振興課
老人保健課

「指定小規模多機能型居宅介護の基準に関するQ & A」の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、指定小規模多機能型居宅介護の基準に関するQ & Aを送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

【照会先】
振興課基準第一係
(直通) 03-3595-2889 (内線) 3983

指定小規模多機能型居宅介護の基準に関するQ & A

(問1) 小規模多機能型居宅介護と小規模介護老人保健施設の併設は可能か。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護と他サービスを実施する事業所又は施設を同一建物に併設することについては、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日厚生労働省計画課・振興課・老人保健課長連名通知)第三の三の2(1)①チに次表のとおり規定されているが、「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ & A」(平成18年9月4日事務連絡)問30でもお示ししたとおり、大規模な介護施設との併設については、施設への移行促進や囲い込みにつながる観点から同一建物内における併設を認めていないところである。
- 2 「老人保健施設」については「広域型の特別養護老人ホーム」と同様、同一建物に小規模多機能型居宅介護事業所との併設を認めていないが、ここでいう「老人保健施設」は、上記の趣旨からして大規模施設を想定しており、入所定員29人以下の小規模な介護老人保健施設については同一建物に併設することは可能である。
- 3 なお、職員の行き来は、小規模な介護老人保健施設については認められないで留意すること。

(表)「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第三の三の2(1)①チ (抄)

併設する事業所	①職員の行き来可能	②同一建物に併設	③同じ法人が別棟に併設
地域密着型の4施設等	○	○	○
居宅サービス事業所	×	○	○
広域型の特別養護老人ホーム、老人保健施設等	×	×	○